

11月1日から30日までは「**労働保険未手続事業一掃強化期間**」です。

「事業主のみなさまへ 労働保険に入っていますか？」

厚生労働省の所管する労働保険とは、労働者災害補償保険（一般に「労災保険」という。）と雇用保険との総称です。保険給付は各保険制度で別に行われますが、保険料の徴収等については原則的に一体のものとして取り扱われます。

農林水産業の一部を除き、**労働者（パート、アルバイト等を含む）を一人でも雇用している事業主は、すべて労働保険への加入が義務付けられており、手続と保険料の納付を行わなければなりません。**

労災保険とは

労働者が業務上の事由（通勤途上を含む）による負傷や疾病、また、不幸にも亡くなった場合などに、被災労働者や遺族の生活を保護するため必要な保険給付を行うものです。

雇用保険とは

労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。

費用徴収制度について

事業主が故意または重大な過失により労災保険に係る保険関係成立届を提出していない期間中に事故が発生し、労災保険の給付を行った場合、事業主から遡って保険料（追徴金を含む）を徴収するほか、保険給付に要した費用に相当する金額の全部または一部を徴収することとなります。

加入手続等についてのお問い合わせは、最寄りの労働基準監督署、ハローワーク（公共職業安定所）または和歌山労働局労働保険徴収室までお願いします。

★**広報用リーフレット（クリックしてご覧ください。）**